

島原市水道事業評価委員会設置要綱

平成 2 0 年 9 月 1 0 日

告示第 1 2 号

(目的)

第 1 条 島原市が実施する水道事業の効率性と透明性の向上を図るため、各事業ごとに事業評価を実施し、その適正化を図る第三者機関として、事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、島原市が評価を実施する水道事業を審議し、市長に意見を述べることとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、1 2 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 水道使用者

(3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員会)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、水道局において行う。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、実施要綱で定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。